

公立大学法人秋田県立大学学長の任期に関する規程

令和4年4月20日

規程第66号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田県立大学定款第12条第1項の規定に基づき、公立大学法人秋田県立大学の学長となる理事長（以下「学長」という。）の任期に関し必要な事項を定める。

(学長の任期)

第2条 学長の任期は、6年とする。

2 学長は、再任されることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、任期途中で解任又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の場合における後任者の任期が3年を超えないときは、第2項の規定にかかわらず、当該後任の学長は、1回を限度として再任されることができる。

(雑則)

第3条 この規程を改正するときは、公立大学法人秋田県立大学学長選考会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、令和4年4月20日から施行する。

2 この規程施行の際、現に学長である者の任期は、施行後の第2条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

公立大学法人秋田県立大学定款（抜粋）

第 2 章 役員及び役員会

第 1 節 役員

（理事長の任命等）

第 1 0 条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

2 理事長は、法人が設置する大学の学長となるものとする。

3 第 1 項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置される機関（以下「学長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 学長選考会議は、第 1 7 条第 1 項に規定する経営協議会（以下「経営協議会」という。）を構成する者のうち副理事長又は理事の職にある者の中から選出された者 2 人及び法人の役員又は職員以外の者で理事長が指名する者の中から選出された者 2 人並びに第 1 9 条第 1 項に規定する教育研究協議会（以下「教育研究協議会」という。）を構成する者の中から選出された者 4 人をもって構成する。

5 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 議長は、学長選考会議を主宰する。

7 前三項に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

（任期）

第 1 2 条 学長となる理事長の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程により定める。

2 副理事長又は理事の任期は、6 年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、その任命後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る法第 3 4 条第 1 項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は前任者の残任期間とする。